

第 10 回 競争政策研究センター(CPRC)国際シンポジウムの概要
〔平成 25 年 2 月 22 日(金) 於：都市センターホテル〕

1 講演者・コメンテーター

《基調講演者》

1 ギータ・ゴウリ (Geeta Gouri)

テーマ：“Making Markets Work Effectively in India(Experience of the Competition Commission)”

“インドにおける効率的な市場の創設のための取組～競争委員会の経験を通して～”

略 歴： 1981 年ジャワハルラール・ネルー大学にて博士号(経済学)を取得。現在、インド競争委員会委員。専門は、規制の経済学。

2 呉漢洪 (ウ・ハンホン) (Wu Hanhong)

テーマ：“The Chinese Anti-monopoly Policy: Achievements, Problems and Prospect”

“中国の独占禁止政策：これまでの到達点及び問題点と今後の見通し”

略 歴： 1994 年中国人民大学にて博士号(経済学)を取得。現在、中国人民大学産業経済・競争政策研究センター主任，同大学経済学院教授。専門は、産業組織論，競争政策。

3 ビクター・ゴメス (Victor Gomes e Silva)

テーマ：“Competition and Growth: Theory and the Brazilian Experience”

“競争と成長：理論とブラジルでの経験から”

略 歴： 2002 年ブラジリア大学にて博士号(経済学)を取得。現在、ブラジル経済擁護行政委員会(CADE)チーフエコノミスト，ブラジリア大学経済学部准教授。専門は、産業組織論。

《コメンテーター》

園部哲史 (そのべ・てつし)

略 歴： 1992 年エール大学にて博士号(経済学)を取得。現在、政策研究大学院大学教授・学長補佐。専門は、開発経済学。

2 講演のポイント

(1) ギータ・ゴウリ (Geeta Gouri) インド競争委員会委員

ア インドでは、独立後、貿易制限及び資本制限により市場統制が行われていたが、1991 年から経済自由化へと政策転換がなされ、市場メカニズムが採り入れられた。インド競争法は、当初、構造規制の考え方を採用していたが、現在は多くの国と同様、行為規制を中心とする新しい競争法「競争法 2002」が制定され、①カルテル，②市場支配的地位の濫用，及び③一定の規模を超える企業結合が規制されている。

イ 新興国の競争当局にとって肝要なことは、自国の経済の特性に留意しつつ、国際的なベストプラクティスを学んだ上で、インドの実情に合わせて競争法を運用していくことである。

ウ さらに、ネットワーク産業などの新たなビジネス分野への競争法の適用につ

いては、支配的地位の認定等の判断が難しい場合があり、競争当局の安易な介入は市場の活力やダイナミズムを奪う可能性があることに留意すべきである。

(2) 呉漢洪 (Wu Hanhong) 中国人民大学産業経済・競争政策研究センター主任

ア 中国の競争政策は、2007年に独占禁止法が制定されたことにより基本的枠組みが確立し、その後、競争当局によってガイドラインの整備や積極的な法執行が行われ、2008年の施行から4年が経過した。

イ しかし、先進国の競争当局と比べると、独占禁止法の執行手続がスムーズでない点もあり、また職員の人員が限られ執行経験が不足しているという問題も抱えている。

ウ また、中国では、事業所管官庁による規制と独占禁止法による規制が重複することがあるが、事業所管官庁と競争当局との間で調整がなされていないという問題がある。

エ さらに、中国社会には市場経済の伝統がないため、競争政策の役割への理解や競争文化を育てることへの関心が不足している。今後は、競争当局の執行能力の向上とともに、社会における競争文化の浸透を図り、競争政策への支持を一層拡大することが求められる。そして、将来的には、独占禁止法に係る民事訴訟が増加し、独占禁止法の学術研究も高い水準に達すると見込まれる。

(3) ビクター・ゴメス (Victor Gomes e Silva) CADE チーフエコノミスト

ア ブラジルでは、1970年代から1980年代にかけて、産業保護と企業の統合を行うことに重きが置かれたため、競争政策が存在しなかったこともあり、生産性は低かった。不況を経て1990年代に入り、競争政策が確立すると共に国有企業の民営化等の改革が行われた結果、競争政策への理解が広まり、生産性の改善が図られた。

イ 合併規制の面では、アメリカのハートスコットロディノ法のような事前規制を導入し、積極的に法執行を行っている。巨大な輸出企業の誕生となる食品会社の合併においては、国内の加工食品分野における競争への影響が懸念されたため、合併当事会社に一部の工場の売却などの問題解消措置を講じさせた上で、当該合併を認めている。

3 園部哲史 (そのべ・てつし) 政策研究大学院大学教授のコメント

ア 経済成長を享受している新興国は、おおむね政治的にも経済的にも少数支配型を脱し多元的な社会に移行しつつあり、その中で競争政策が重要な役割を果たしている。その一方で、新興国の競争当局は、体制が十分でなく、また、競争政策に対する一般の理解や支持も十分でない中で、ネットワーク産業のような新たなビジネス分野への競争法の適用などの複雑な問題を処理するという難しいかじ取りを強いられている。

イ こうした困難を打破していくためには、競争政策に対する理解や支持を得るよう、メディアを活用して競争政策の重要性を国民に訴えていくことに注力すべきである。

その後のパネル・ディスカッションでは、各国とも国有企業にも等しく競争法が適用されること、自国企業の保護・育成の観点からの国際的な合併・買収に対する特別な合併規制ルールは存在しないこと等が紹介された。